

令和5・6年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

宮古島市が発注する公共工事のうち、発注件数が多い5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業）について、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評点の結果に基づき以下のとおり等級格付けを行う。

1 等級区分

宮古島市内に主たる営業所を有する建設業者の等級格付を行う業種及び等級区分は、以下のとおりとする。なお、**宮古島市では、市内に建設業法上の従たる営業所を持つ事業者**に準市内として格付審査を受けることも可能としている。**準市内として申請する場合、市内営業所が持つ建設業許可（工種）のみ資格申請（格付）対象とする。格付を希望しない場合、所在地区分を県内業者、県外業者（いずれも格付非対象）として申請すること。**

土木工事業	A、B、C、D	(4等級)
建築工事業	A、B、C、D	(4等級)
電気工事業	A、B、C	(3等級)
管工事業	A、B、C	(3等級)
ほ装工事業	A、B	(2等級)

2 等級格付の方法

建設業法（以下「法」という。）第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていることを前提として行い、経営事項審査総合評定値に3の市独自評点を加えた総合評点の上位から格付けしていくこととする。

3 市独自評点

市独自の評点については、次の各号に掲げる評点項目ごとの基準により算定した数値に基づき行うものとする。

(1) 工事成績（平均点）

宮古島市（教育委員会を含む）の発注工事で、令和3・4年度に完成した土木工事・建築工事・電気工事・管工事・ほ装工事の成績を工種ごとに評価し次のとおり配点する。

工事成績評点 （平均点）	55点 未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点 以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

(2) 技術者数（業種別）

ア 土木・ほ装 工事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点
	技術士	1人につき	+3点
(建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限る。上記技術者と重複可)			
イ 建築工事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点
	積算士	1人につき	+3点
(上記技術者と重複可)			
ウ 電気・管事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点

※ 対象は、令和4年11月1日以前に雇用された者で、令和5年2月1日時点の技術者とする。

(3) 雇用の規模

厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は、雇用保険被保険者証における宮古島市在住の被保険者数

被保険者	1人につき	+1点（但し50点を上限とする。）
------	-------	-------------------

(4) 障害者雇用（「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用状況）

ア 法定雇用義務がある場合 雇用義務を達成している	+5点
------------------------------	-----

- 法定以上に雇用している + 5 点に加え、法定数を超える分については + 5 点/人
- 雇用義務を達成していない - 5 点
- イ 法定雇用義務がない場合
- 雇用している + 5 点/人

(5) 表彰

- 宮古島市優良建設業者表彰 + 15 点 (対象期間：令和 3・4 年度)

(6) マネジメントシステムの認証取得 (令和 5 年 2 月 1 日時点で登録されている者)

- ISO 9001 の認証取得 + 13 点
- ISO 14001 の認証取得 + 13 点
- エコアクション 21 の認証取得 + 5 点
- ※ ISO 14001 とエコアクション 21 の重複加算は不可。

(7) 建設業法違反等 (対象期間：令和 3・4 年度)

ア 指名停止措置

- 1 か月未満 回数 × (- 20 点)
- 1 か月以上 6 か月未満 回数 × (- 30 点)
- 6 か月以上 回数 × (- 40 点)

イ 監督処分

- 指示処分 回数 × (- 20 点)
- 営業停止
- 1 か月未満 回数 × (- 30 点)
- 1 か月以上 6 か月未満 回数 × (- 40 点)
- 6 か月以上 回数 × (- 50 点)
- 許可の取消処分 (一部業種に係る) 回数 × (- 60 点)

但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点する。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

(8) 社会貢献度

下表の評価項目について、いずれかの建設団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点するものとする。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数 (活動年数)
1 労働安全対策	(社)沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1 年加入につき、1 点付与する。 但し、上限は 35 点とする。
2 技術研修等参加状況	(社)沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	同 上
3 地域貢献活動			

※団体への加入は、令和 5 年 2 月 1 日時点において在籍し、満 1 年以上加入していることを条件とする。

※過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除くものとする。

(9) 協力雇用主の研修受講

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、協力雇用主に登録し令和 5 年 2 月 24 日までに保護観察所等の開催する研修会の受講を受けた場合 + 2 点

4 等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定する。なお、土木・建築工事業の 1 級技術者とは、建設業法等でいう技術者で、1 級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の A 等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の A は、1 級技術者を 3 名以上有していること。
(技術士は 1 級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は 1 人とする。)
- (3) 建築工事業の A は、1 級技術者を 2 名以上有していること。
- (4) 電気・管・ほ装の A は、1 級技術者を 1 名以上有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より 1 等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は 1 等級上位を原則とするが、3 等級上位以上の総合評点を有する場合のみ 2 等級上位に

格付ける。

- (7) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。
- (8) 土木、建築、電気、管工事のA、B等級及びほ装工事業のA等級については、電子入札対応業者であること。

5 等級格付の決定

総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案の上、決定するものとする。

6 申請の受付

(1) 申請の要件

- ア 建設業許可を受けていること。
- イ 不正行為・契約不履行等の事実から1年を経過しない者でないこと。
- ウ 有効な経営事項審査を受けていること。
- エ 営業を開始して1年以上であること。
- オ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- キ 社会保険・雇用保険・建設業退職金共済制度・建設業労働災害防止協会に加入していること。
※一部免除有り（宮古島市建設工事入札参加資格審査申請書の提出要領参照）

(2) 申請の方法

CD-Rを用いたデータ及び書面（正本1部）での申請受付とする。記録媒体は返却しない。
データ申請の要領については、宮古島市ホームページにて確認すること。

(3) 申請受付期間及び受付場所

令和5年2月1日（水）から令和5年2月24日（金）まで（当日消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は原則郵送のみとします。

※例年より期間が短くなっております。ご注意ください。

(4) 郵送先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所 総務部 契約検査課 入札契約係
(TEL 0980-72-1044 FAX0980-79-7820)

(注) 令和3年より新庁舎となり住所、電話番号、FAX番号が新しくなっております。

資格申請後の変更届等の宛先も上記となりますので、各者情報の更新をお願いします。

上記以外の住所に送った場合、受付できないことがあります。

7 その他留意事項

入札参加資格審査申請をした者が、次のア～ウに該当するときは、登録を行わないこと、もしくは資格の登録を取り消すことがある。

- ア 入札参加資格審査申請書、及び添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかったとき。
- イ 実態調査に応じなかったとき。
- ウ 入札参加資格者として不相当であると認められたとき。
- エ 警察からの通報等により、暴力団関係業者であると認められたとき。